

67  
318

土佐史海

明治四十四年三月七日印刷  
同 四十四年三月十四日發行

# 高知縣土佐郡役所

高知縣高知市水通町百八十三番屋敷

印刷人 野 町 傳 次

高知縣高知市水通町百七十五番屋敷

印刷所 野 町 印 刷 部

## 土佐歴史

緒 言

明治四十三年十一月鐵道院總裁後藤男爵閣下親シク本縣ヲ巡視セラシ、ニ方リ本書ハ閣下ニ進呈スヘキ書類ノ一トシテ編述セリ而シテ本書ハ土佐上古ヨリ現時ニ至ル迄ノ重要ナル事歴ヲ記述シテ綱トシ更ニ其ノ下ニ該事ノ 稍詳ナルモノ若ハ名君賢宰烈士ノ小傳等ヲ掲ケテ目トシ又文教ノ沿革名儒ノ小傳ヲ記シ以テ土佐歴史ノ梗概ヲ通觀シ得ルト同時ニ土佐カ維新史上重要ナル關係ヲ有スルニ至リタル潛勢的原由並ニ顯勢的活動ヲ明カニセンコトヲ期セリ

明治四十三年十一月十三日

高知縣知事 杉山四五郎

3. 28

# 土佐歴史

## 目次

第一章	總説……………	一頁
第二章	上古より足利時代に至る……………	一
第三章	足利時代より豊臣時代に至る……………	三
第四章	徳川時代より現今に至る……………	八
第五章	文教の沿革……………	二一

# 土佐歴史

## 第一章 總説

土佐は南海に偏在して交通の便を欠き古來事歴の國史と相關するもの洵に少し上古より紀元二千年足利時代に至る間國司守護の交替貴人朝官の流謫名僧の寺院建立 土御門上皇尊良親王遷幸等の事あり足利時代より豊臣時代に至るや關白一條教房國內の豪族に擁立せられ子孫相繼ぎ後豪族七人分立して各々雄を争ひ長曾我部元親遂に之を統一せり此の時に至り法制略備はり民漸く其の堵に安す長曾我部の亡ぶや山内一豊封を此の地に受け二百七十餘年藩治の基を開けり二代忠義の時野中兼山あり藩政に參すること三十年盛に公益事業を經營して偉功を立て南學亦之に依りて大に開けたり爾來治平年久ふして内國漸く奢侈の風を馴致し九代豊雍に至りて之を革正す稱して天明の改革と謂ふ十三代豊熙亦銳意治を圖れり十五代豊信容堂と號す夙に勤王の大義を唱へ將軍に建議して大政の奉還を促し尋て各藩

に卒先して版籍を奉還せり明治四年十六代豊範の時高知縣を置かる王政維新の前後人材輩出し或は朝に立ち或は野に在りて國家に貢獻したる者實に少しとせず

## 第二章 上古より足利時代に至る

土佐上古の事茫漠として知易からず紀元凡八百年の間に於て天韓襲命及小立足尼の國造に任せられしこと初めて正史に見ゆ紀元千三百三十年 天武帝の白鳳年間大地震あり此の國南部の土地五十餘萬頃陥没して海となり世に傳ふる所の黒田郡の沈没是なり紀元千三百八十年 元正帝の頃には伊豫の國主高安王に阿波、讃岐、土佐を支配せしめたり其の後國司守護の交替に至ては枚擧するに遑わらず 聖武帝の時土佐を以て罪人配流の遠國の部と定めらる上世より罪人の配所として貴人朝官の流謫さるゝ者頗る多く之か爲上國の開明を傳へ人情、風俗、言語等に影響を及ぼせしこと少しとせず又 聖武帝の天平九年國分寺の創立あり當時行基、空海等の名僧來りて山に入り地を開き到る處勝地を撰て寺院を建立せるを以て人心を改良し交通の便亦隨て開けたり

國分寺は長岡郡國分村に在り僧行基の開基にして本堂須彌壇は足利時代の建築に係る竹林寺は長岡郡五臺山村五臺山に在り 聖武帝の勅願所にして亦行基の創立なり境内高莊にして吸江を俯瞰し風景絶佳なり吸江寺は五臺山の麓に在り足利の初め僧夢窓之を開けり清瀧寺は高岡郡高岡町に在り僧空海の開基なり寺内に 高岳親王の塔あり 親王弘仁の乱 皇太子を廢せられ後唐に入るとき漂泊して此の郡大内村に假居し給ひしとの口碑あり塔は當時土民又は遺臣の建つる所なりと云ふ

紀元千五百一年 仁明帝の承和八年吾川郡を分て高岡郡を置く上古は安藝、長岡、吾川、幡多の四郡なりしが是より先安藝郡を分て香美郡を置き後又長岡郡を割て土佐郡を置きしが是に至り現今の七郡と爲れり幡多郡は古一國なりとの説あり

清和天皇貞觀年中紀夏井應天門の變に際し弟の罪に座し土佐に流さる遺蹟香美郡佐古村に在り

延喜元年右大臣菅原道真大宰權帥に遷さるや其の子右少辨高視亦座して土佐權守と爲り

土佐郡潮江村に居る道眞の薨するや侍臣松本春彦道眞の遺物を携へ當國に来る高視其の遺物を祀る現今の潮江天満宮は之に由來すと云ふ

紀元千五百五十八年 醍醐帝の御代土佐神社を大社に列せらる又帝の延長八年紀貫之土佐守と爲りて在任す紀元千八百八十一年 仲恭帝の承久三年 土御門上皇北條義時の爲當國幡多に遷され給ひ紀元千九百九十二年 後醍醐帝元弘二年其の第一皇子 尊良親王北條高時の爲に亦幡多に遷され給ふ

土佐神社は土佐郡一宮村に在り一言主神(味耜高彥根尊)を祀る現今國幣中社たり長曾我部の時代兵燹に罹り本社のみ残りしが元親再興し結構舊に復せり

紀貫之の舊蹟は長岡郡國府村比江に在り當時國府の在りし舊趾なり現時碑石を建て、其の跡を表せり

源希義平治の乱後流されて長岡郡介良村に居る兄頼朝軍を起すに及び當國平氏の徒に急攻めて之を殺す現時其の墓全地にあり平氏の西海に亡ぶや其の殘徒の來り匿る者少なか

らず安藝、香美、吾川等の諸郡の僻落往々其の遺族と稱する者あり高岡郡越知町横倉山には 安徳帝の御陵墓傳説地あり 土御門上皇の遺蹟は香美郡姫倉月見山なり 上皇此に上り月を賞し給ひ又安藝郡野根山は數里に亘る深山なるが山上の岩佐清水は 上皇阿波に移り給ふとき駐籠の跡なりと云ふ

尊良親王の土佐に遷らせ給ふや幡多郡白田川村有井の庄司一館を建て、親王を奉す庄司の塚今尙存す

紀元千九百九十六年延元元年足利尊氏反し次て細川頼之四國の管領と爲るや國中の豪族長曾我部、津野、大平等皆之に屬す官軍河間光綱、大高坂松王丸、遠江房等大高坂城に據り防戦せるも軍屢々敗れ城遂に陥る是より細川一族相繼て此の國の守護と爲れり

大高坂城は現在の高知公園あり延元三年南朝の諸親王及諸將伊勢大港より出船し遠江灘にて難風に遭ひ給ひしとき 後醍醐帝第七皇子 花園宮滿良親王當國に漂着し給ひ河間光綱等親王を奉し此に據りしが城陥り宮の行かせ給を所を知らずと云ふ後長曾我部元親

茲に在城し山内一豊入國するに及んで修築して累世の居城と爲せり

### 第三章 足利時代より豊臣時代に至る

紀元二千百年の頃足利の中世に至り守護細川の威令漸く行はれず豪族各々一城を構へて諸方に割據し互に戦闘を事とせり就中其の最も雄強なるは長曾我部、本山、安藝、山田、吉良、大平、津野にして之を土佐の七族又は七守護と稱す又關白一條教房は此等の豪族に推されて國司と爲り幡多郡中村に下り爾後數世を経たるが長曾我部元親勢漸く盛にして遂に他の諸族を平け國內を統一したり此間凡百餘年群雄割據して攻戰常なく人民は賦役と租税との重さに苦み一日も其の業に安んずるの暇なく農工商業亦少しも其の進歩を見ざりしが是に至り始めて稍其の堵に安んずるに至れり元親天正十六年地檢を行ふ後世之に依て變ずることなし慶長二年百箇條の制を定む七郡の内奉行三人を置き諸村に庄屋を置き又許可を得まして國外に出で及び馬を國外に賣るを禁し且職人の勞銀を定めて上は初七舛中は五舛下は三舛と爲し落書する者笥を折る者は重科に處し其他喧嘩口論大酒等を禁ト又舊に依り

諸税を十分の一と爲せる等は其の重なるものなり後關ヶ原の役長曾我部亡ぶや山内一豊の封地と爲れり

一條 一條家の莊園元幡多郡に存せしが戰國の世に至り武人横領す攝政關白一條兼良之を慨して子孫をして興復を謀らしむるの志あり應仁の亂起るや兼良避けて奈良に其の子關白教房兵庫に在り 後土御門帝の文明十年長曾我部文兼等教房に乞ふに下國のことを以てす教房意を決し子房家と共に土佐に来る文兼迎へて其の居城岡豊に置く幾ばくもならず七守護に推戴せられて國司と爲り幡多郡中村に移る教房、房家、房冬、房基を經兼定に至り酒色に溺れ意を政に用ゐず且刑を用ふる頗る峻酷なり是を以て人心離叛し家臣等相謀て之を豊後に逐ひ其の子内政を立つ内政幼にして政を自らする能はず長曾我部元親之を迎へて大津城に居らしむ後天正元年内政元親の臣下の叛に與みせしを以て伊豫に逐はれ尋て死せり教房以來九十七年にして土佐一條家亡ぶ上佐一條家は此の如く數代にして絶わしと雖京都一條家は益々繁榮を加へて今日に至られたり

尙左に其の略譜を掲ぐ

一條家系圖

攝政關白大閤兼良

關白教房

冬良

政房早世

土佐一條家

房家

京一條家

房通

冬良繼嗣

關白左大臣

義房

筑紫大内氏繼嗣

房冬

房基—兼良—内政

十一世

忠香

長曾我部 世々長岡郡岡豊に居る其の先は秦始皇帝に出で 應神天皇の時我國に歸化せる者なりと云ふ後數世を經能俊に至り始めて土佐に來る長岡郡岡豊に居り宗我部氏と稱し後改めて長曾我部と稱す六世の祖父兼序京都より一條教房を岡豊に迎へ後之を幡多郡中村に移す祖父兼序當時の豪族本山、山田、大平、吉良等の爲に敗られ遂に自殺す時に長子千王丸逃れて幡多に走り一條に頼る後本山と和し岡豊城に歸ることを得たり國親是なり元親は國親の子あり父國親近傍の諸豪族を平け勢威漸く盛なり永録三年元親父に従ひ本山と長濱に戦ひ始めて武勇を顯す次で土佐郡の諸城を攻めて之を降す永録六年本山の兵來り襲ふ元親擊て之を却く永録十二年元親安藝の城主安藝國虎を討て之を滅す是より先元親既に中郡を定め漸く東郡を計らんとす先づ吉田重俊を夜須の城主と爲し事を構へて隙を開き自ら大軍に將として安藝に向ひ姫倉金岡二城を取り大に國虎が軍を矢流山

に破る人之を矢流崩と云ふ國虎の兵退て新城穴内の要害に據る然るに國虎の家臣内應する者あり竊かに元親の軍を導きて敵の背後に出でしむ國虎の軍因て大に敗れて新城穴内亦陥る元親進で安藝城を圍む國虎其の遂に爲すべからざるを知り自殺す本山親茂本山に據り勢復た振ふ元親策を設けて之を攻め元龜二年遂に之を降す當時元親土佐神社を再興す土佐神社は曾て社殿宏壯國中の大社たりしも本山との戦兵燹に罹り荒廢せり因て再建に着手し經營五年にして工を竣り壯觀舊に復す又幡多一條の家臣其の主兼定を逐ひ子内政を立つ内政幼にして政を自らする能はず元親乃ち迎へて大津の城に居らしむ元親既に全く土佐を戡定し是より進んで阿讃豫を攻略せんとす此の時阿波三好政を失ひ國中大に亂る元親先づ南阿波に入り諸城を降し城を白地に築きて根據とし谷忠澄をして之を守らしむ此の年元親使を京都に遣はし明智光秀に依て好を織田信長に通ト次で又備前の浮田、安藝の毛利と好を結ぶ元親既に阿波の七郡を取り三好存保を讃岐に走らす存保援を上國に乞ふ織田信長元親よ令して曰く土佐及阿波の外に兵を加ふるを許さすと元親笑て曰く

我が兵を以て四國を征する者又安くに信長の恩あらんやと是より織田と絶つ天正十年信長子信孝を以て四國征討使と爲し三好笑岩を以て先鋒と爲す偶ま信長明智光秀の爲よ殺せられ四國征討是に於て止む元親乃ち京都の亂に乗じ阿波、讃岐を定めんと欲し先づ香川親和をして讃岐を討たしめ次で自ら大軍を率ゐて阿波を攻め三好存保を讃岐に走らし次て之を讃岐の虎丸城に攻む存保京都に退く是に於て讃岐全國盡く平定す天正十三年久武親直をして伊豫を攻めしめ其の諸郡を定む元親軍を阿波に出せしより凡十年を経て四國全く平定す天正十三年豊臣秀吉弟秀長三好笑次等を遣はし途を分て四國を征伐す秀長等先づ根據を阿波の土佐泊に築き諸城を攻めて頻りに之を下し進んで一の宮城を攻む城兵固守して下らず秀長乃ち城將谷忠澄を招きて和を議せしむ忠澄乃ち秀長の意を元親に傳ふ元親怒て應せず老臣等交も元親を諫む元親遂に意を決して豊臣に降り其の子津野親忠を送て質とす秀吉乃ち土佐を元親に阿波を蜂須賀家政よ讃岐を仙石秀久に伊豫を小早川隆景に與ふ天正十三年元親京に入り秀吉に謁し翌年正月再び大阪に至り秀吉よ謁し正

を賀す同年秀吉豊後の大友氏を援け島津秀久と戸次川に戦ふ元親子信親と共に軍に従ふ  
 信親奮戦して死す年二十二元親伊豫に退く天正十六年元親岡豊を去り大高坂城に移る居  
 ること三年又浦戸に移る文祿元年秀吉の朝鮮を征するや元親諸將と共に軍に従ひ諸道に  
 戦ひて功あり朝鮮の役再び起るや復軍より従ふ慶長二年掟百箇條を制定す同四年京都に卒  
 す年六十一遺骨を吾川郡長濱村天甫寺に葬る元親武勇人に超絶し且文事を好み其の蹟見  
 るべし子盛親繼く關ヶ原の役起るに及び西軍に屬す軍敗るるに及んで徳川家康領國を没  
 收し京都に居らしむ後大阪の役盛親潜に行つて秀頼に應せしが城陥るに及びて捕斬せら  
 る年四十一

津野 高岡郡半山に居る元實に至り勢頗る強し永正十四年元實手兵を率ゐて戸波城を攻  
 む一條之を聞き其の將安並出間等をして來り援けしめ大に元實の軍を破る元實戦死し士  
 卒沼中に陥りて死する者數を知らず出間等勢に乘し一鼓して津野の本據を覆さんと欲し  
 翌日兵を率ゐて須崎に向ふ此の時に當り津野の良將皆戦死し一城震駭す津野の家臣中平

元忠驍勇善く兵を用ゆ獨り悍然精兵を提げて進み吾井の郷に血戦し敵將を擒にす人是を  
 惠良沼の戦と云ふ其の後一條と戦ふこと數年力屈して遂に降る後長曾我部の爲滅ぼさる  
 大平 高岡郡蓮池に居る一條に屬せしが十三世を経權頭某に至り永祿九年長曾我部の爲  
 敗られ自殺して亡ぶ

山田 香美郡山田に居る元義に至り放縱にして頗る猿樂を好む家臣之を諫むれども聽か  
 ず天文十二年長曾我部國親謀を以て先づ其の忠臣を殺さしめ急に元義を襲ふ元義大に敗  
 れ出て降る

吉良 源希義の裔にして世々吾川郡弘岡に居る宣經に至り學を好み意を政に用ひ領内能  
 く治る窮に四國を戡定するの壮志ありしも疾を以て早く死せり子宣直禪を好み意を政に  
 留めず初め本山に結び後窮に欺を一條に通す本山大に怒り弘治三年宣直の仁淀川に出漁  
 せるを窺ひ兵を以て急に之を襲ふ宣直流矢に中り自殺す

安藝 世々安藝郡土居に居る國虎に至り一條より娶り勢甚だ盛なり長曾我部元親既に中

郡を定め漸く東郡を計らんとし事を構へ戦端を開く國虎援を一條に乞ひ精銳五千を率ゐる元親の居城岡豊に向ひ大に鏡野に戦ふ軍利あらず和を講ず永祿十二年元親大兵を率ゐ來り攻む國虎の兵大に矢流山に敗れ退て新城穴内の要害を保つ其の家臣敵に内應する者あり敵兵を導きて國虎の軍後に出づ國虎大に敗れ退て城を固守す時に毒を井中に投する者あり城中大に困む國虎遂に爲さべからざるを知り老臣黒岩越前をして室一條を幡多に送めしめ畑山兄弟をして長子を奉し阿波に走らしめ而して自殺す越て七日越前使命を果たし途元親の凱旋するに逢ふ元親禮を厚くして之を招く越前亦禮して之を謝し還て國虎の墓前に自殺す

本山 長岡郡本山に居る茂宗に至り勢強大にして土佐吾川の諸城を攻め連りに之を下し子茂辰に本山を守らしめ自ら朝倉城に居る長曾我部と兵を構ふること多年互に勝敗ありしが長曾我部元親諸族を討滅するに及び勢漸く盛まり遂に本山を退守し嶮に據て能く防げり元龜二年元親來り攻むるに及び勢支ふる能はず遂に出て降る

#### 第四章 德川時代より現今に至る

紀元二千二百六十一年 後陽成帝慶長六年山内一豊遠江掛川より入國さるや國內長曾我部の遺臣ありて未だ平穩ならず是に於て一豊専ら士民を綏撫せんおとを勉め舍弟を幡多中村に封じて支藩とし其の他股肱の臣を佐川、窪川、宿毛、本山、安藝に封ま之を五家老と稱す後支藩及窪川、本山を廢す

山内一豊 其の祖藤原鎌足より出で初め相模の山内に居るしを以て山内と稱すと云ふ後數十世を経盛豊に至り尾張に移る一豊は其第三子なり美濃尾張の間に流寓し遂に羽柴秀吉の旗下に屬す元龜元年織田信長朝倉義景を越前に討ち逃ぐるを追ふ義景の臣三段崎勘右衛門殿りき一豊槍を揮ふて之に迫る勘右衛門射て一豊の頬を貫く一豊屈せず進んで之と格闘し遂に之を伏す勘右衛門の弟來り一豊を撃つ刀甲冑に中り創深からず會々信長の兵大に至る勘右衛門の弟兄を捨て、之と戦ふ一豊の友來り勘右衛門の首を斬る時に家臣五藤吉兵衛馳せて至り一豊の矢を抜く矢柄碎けて中心少しく外に出づ吉兵衛之を口にし

て抜かんとするも能はず一豊曰く面を踏んで抜けと乃ち鞋のまゝ一豊の面を踏んで之を抜く信長一豊の武勇を賞す後又屢々戦功を建てしかは遠江掛川に封せられ六萬石を領す慶長五年徳川家康諸侯を率ゐて上杉景勝を撃つや一豊亦軍に従ひ下野の諸川口に陣す時に石田三成等家康の不在に乗つ兵を大阪に擧ぐ一豊の妻急使を發して其の變を報す一豊報を得て封を開かずして家康に献し且諸侯に先んて自ら質を納れ掛川の居域を献せんと請ふ關ヶ原の役軍功あり亂平くに及び家康殊に其の武功を賞して土佐を與ふ慶長六年正月一豊初めて土佐に入國す此の時浦戸一揆の殘徒尙所々に潛伏し且長曾我部恩願の士民ありて國內未だ平穩ならず此に於て同年二月角觥の戲を浦戸城下に催し一揆の殘黨七十四人を誘殺す次て使を東西に遣はし又自ら國中を巡りて士民を安堵せしめ其の弟修理亮を中村に封つて支藩とし家老深尾和泉を佐川に林伊賀を窪川に安東半左衛門を宿毛に山内刑部を本山に五藤内藏之亮を安藝に封す之を五家老とし後宿毛、佐川、安藝の三家とあす是より國內大に治まる慶長八年一豊大高坂城に移る後高知城と改む今の高知公園

是なり慶長十年一豊卒す年六十一城南潮江村に葬る

一豊卒するや甥忠義繼ぐ此の時野中兼山奉行となり藩政に執掌すること殆ど三十年屢々土功を起して溝渠を通し荒蕪を拓き堤を築き港を鑿り又山林の輪伐を始め穀價を官定し火葬を禁つ儒學を奨め魚具を殖し捕鯨の業を起し農桑を勵まし製陶を勸め又始めて郷士の制を設け其の他世務を開き民利を興したること殆ど枚擧すべからず兼山職を退くの後改廢したるものなきにあらずと雖藩治の基礎茲に成ると云ふも亦不可なきか如し當時法制の一斑を左に抄出すべし

農事に關する令に曰く土地は廣く墾し深く耕して怠るふと勿れ不毛の地を新に墾する者には三年五年或は七年の租を免つ若干の褒賞を授けん春耕夏耨秋收冬麥序を失ふ勿れ宅傍之に植うるに桑を以てして此に蠶を養へ否らざる者は茶漆楮の類を殖し財とあらざる者は一切之を植うるに勿れ晏起するを休めよ醉飽するを休めよ背く者あらば過料三匁を徵せん衣食住凡て之を質素にし敢て華美を求むること勿れ食物は農時に精を用ひ他時

は須らく粗糲雜炊を用ひよ而して土木は之を農隙に營め田租は毎年十一月を期とし圃租は延て明年六月に至るを許さん檢見の使汝が郷に入れば獨り飯と羹とを供ふるのみ酒肉決して與ふべからず而して凡そ我令する所能く之を守り公事を先にして私事を後にせよ善く令に従ふ者は賞あり違ふ者及令の執行を忽にする所の庄屋等は罪あらんと

島治の令に曰く半年は専ら耕し半年は専ら獵を爲して以て島民渡世の道を立てよ火燒船の數を増し尋魚船の備を爲し且飯米貸與の法を設けん暇時には山に入りて竹と薪とを伐れ澤に入りては苦茅を刈れ又鷹を養へ時に及んで之を買上げん而して能く事に勤勞する者と否らざる者との別を立て或は賞し或は罰せん且兒童十二三歳に至るあらば之に相應の職を興へて空ならしむ勿れ凡そ風俗を正し男女の別を嚴にするは汝等の最も慎むべき所なり云々

職業教育に關する令に曰く子女生れて八九歳に及ぶ汝等之に適當の職を授けよ沿海にありては男子之に教ふるに船を行り網を結び釣を作るの法を以てせよ農夫にありては繩を綯はせ薪を伐らしむる等此の如きの類其の地の宜しきに從ひ之を幼時に習はすべし而して其の十六歳以上の者に至りては其の力に應つて田地若干を與へ以て其の成功を責めん其餘女子又は海濱の民に於ても全く十六歳以上に及ぶときは定職を理め時を期して其の成否を檢閲せん成功の品汝等自ら之を鬻ぐこと勿れ隣保相集りて一團となり各團順次に算筆を善くする者を撰出して之に販賣の事を司らしめよ夫汝等其の本職に向ては一日も忽にすべからずと雖餘暇あらば算筆讀書諸般の藝能を嗜め夜間の練習又以て之を成すに足らん怠るゝと勿れ怠るゝと勿れ汝等夫れ此を勉めよ業成らば登用して相應の職を授けん

郷士の制 初め長曾我部元親の軍國の事を治ひるや一領具足なる者を置けり少許の土地を領し自ら耕し自ら食み平日一の勤仕る儀式的社交束縛の外に立ち且暮武を講ト膽を練るのみ出耕の時と雖槍柄に鞋と糧とを縛して之を田畦に立つ一旦事あるを聞くや此を捨て彼を執て起つ其の爲す所頗る銳決なり然るに長曾我部亡び山内代るに及び其の制廢

れて忠義の時に及び兼山以爲らく彼れ兵を農に寓するの意純農にあらず  
以て治乱に備ふべしと乃ち廢を興し秀を抜くこと百人以て荒蕪を開墾せしめて之を與ふ  
又彼等を厚遇して年首始馭の時は郭中士輩と等しく君前を馳驅するを許せ人以て榮とし  
他日之を望む者多し其の多く郷村に住するを以て之を郷士と稱す後維新の際に至り勤王  
攘夷を唱へ國家の爲身命を抛ちたる武市半平太、坂本龍馬、中岡慎太郎、吉村寅太郎等  
は多くは郷士の家より出でたる者なり

野中兼山 名は良繼通稱は傳右衛門兼山と號す其の先は播磨の人移りて美濃に住す祖良  
平は山内一豊の妹婿にして子良明を生む是れ兼山の父なり寛永十三年兼山年二十二養父  
玄蕃の後を襲いて奉行と爲り長岡郡本山を領す兼山初め禪を學ばんと欲せしも儒學ある  
ふとを知り谷時中を師とし程朱の學を修む屢々山崎闇齋、小倉三省等を其の采地に會し  
て經書を講論す當時大學の外經書の我國に在るもの甚だ稀なり兼山百方之を索め或は海  
外より之を得翻刻して世に公にせり是より程朱の學大に行はるるに至れり兼山政を執る

に及び奮然宿弊を除くの志あり意見數十條を疏して上る藩主悉く之を納る長曾我部の舊  
臣等をして國中の荒野を開墾せしめて郷士の制を始め又山田堰、鎌田堰を設け山田、野市、  
八田、鎌田の井筋舟入川を開通して荒野を變して良田と爲し舟運の便を興へ津呂、室津  
手結の三港を鑿ち柏島に築きて永く漁魚に利し其の他國中に命トて漆、桑、楮、茶を栽植  
せしめ農民子女に定業を課し勤儉の風を興し又捕鯨の業を始め或は他國より魚貝を採り  
て其の繁殖を計り又火葬を禁トて棺槨を用ゐしめ儒禮を起す等其の公益を廣め風俗を改  
め新制を興せしこと殆ど枚擧すべからず土佐伊豫の境に沖の島あり彼我境界を争ひ連年  
決せざりしが兼山藩主の命を受け舊記を調べ地理を察し考證定據して自ら幕府に訴へ遂  
に其の直を得たり兼山早く父を喪ひ母に事へて孝なり始めて家廟を建て祭儀儒法に遵ひ  
浮屠の法を用ひず其の藩主に從ひて江戸に往くや列侯達官其の名を聞き之を訪ふ者甚だ  
衆し國政を司ること二十有七年祿を加へて一萬石に至る兼山性剛介惡を疾むこと太甚し  
く他の過を容るゝ能はず其の友小倉三省之を諫む兼山以て善言と爲すも遂に之を用ゐず

君主の眷遇愈々渥くして群臣の嫉妬益々深く謗議百出せり寛文三年重臣連署して之を訟ふるに至り兼山致仕を請ふ藩主之を許す乃ち香美郡中野の別業に屏居し門を閉ぢ客を謝し讀書以て自ら遣る故舊來り訪ふ者談時事に涉れば笑て應へず此の年十二月十五日病て没す年四十九城南潮江山に葬る其の臣古楨重固殉死す六男四女あり長子一明家を嗣ぐ明年三月父の故を以て舉家宿毛に謫せらる諸子相次で謫所に没す三女婉赦に過ひて歸り醫を業とし嫁せずして終る女丈夫の稱あり

寛文三年兼山退隠し國主亦早世相踵き國政振はず國用缺乏せり元祿十六年銀札を發行せしも其の成績不良にして通用僅に五年にして之を停止せり寶永四年大地震あり國內慘狀を極め死者殆ど二千人家屋の流失顛覆一萬五千藩主江戸參勤を免せらるゝに至る次に高知城火災に罹れり九代の藩主山内豐雅賢明にして大志あり儒臣谷眞潮、久徳直利等を下班より拔擢し大に改革を行ふ人之を天明の改革と云ふ其の後十三代の藩主山内豐熙銳意弊政を改め治績大に擧りしも在職久しからずして卒せり

天明の頃士風漸く奢侈に流れ賄賂公行し藩債は重積して償還延滞し債主其の違約を怨めども凶荒連年に亘り民力疲弊し復た課税の餘地なく財政の困難其の極に達し參勤交代尙且之を爲す能はざるに至れり豐雅是に於て新に勘定奉行を置き能吏を拔擢して之に充て藩の財政は入るを計て出るを制するの法と爲し諸士の祿其の半を借り上げ朝會聘問の儀は十萬石諸侯の例に依りて經由し且自ら手元金を半減し常服は総て木綿とし朝夕の供饌は僅に一汁二菜を限度と爲し籠鳥を放ち造花を毀つ此の如くにして財政大に整頓し豐雅歿するの翌年寛政二年より半知借上を廢せり

其の後文化文政の大平を承け風俗復奢侈を馴致し豐熙の代に至り財政再び困難を告げ加ふるに族親四人互に争ふて資給を求め尾大振はさるの觀ありて天明の餘澤は蕩然として其の跡を絶つに至れり加之當時天下の大勢は將に一變せんとするの兆候を呈し海外の事情も略分明するに至れり是に於て豐熙斷然として改革を行はんとし自ら奮ふて先つ一切の絹布を廢し食を一汁一菜とし勤儉自ら努め以て衆を率ふる所ありしに一令を發せずし

て内外の風頓に改まり遂に毎年砲丸一貫目を容るゝに足るべき大砲二門を鑄造し且軍用金二萬兩を貯蓄するを法とし爾來積で十餘萬兩に達せり維新の當時土佐藩が薩長二藩と共に天下に馳驅するを得たる所以は此の時に基源せり豊熙職に在ること六年年僅に二十四にして卒す

十五代藩主山内豊信の時天下尊王攘夷の説大に起る豊信夙に勤王の志厚く江戸に在て尊攘の説を唱へ國家の爲盡す所頗る多し後職を嗣子豊範に譲り容堂と稱す當時藩論二派に分れしが慶應三年容堂將軍に上書して政權を朝廷に奉還せんことを促し明治元年朝命を奉し會津征討の軍に加はり明年正月薩長肥三藩と共に天下に率先して版籍を奉還せり一豊封を受けより忠義、忠豊、豊昌、豊房、豊隆、豊常、豊敷、豊雅、豊策、豊興、豊資、豊熙、豊惇、豊信、豊範等相繼ぎ總て十六世二百七十四年に及べり

### 山内容堂

名は豊信幼時は輝衛兵庫助と稱し容堂と號す父は豊著母は側室平石氏なり文政十年を以て生る嘉永元年二十二歳の時本藩太守豊惇病あり容堂を養ひ封を譲りて逝く容堂封を襲き三年從四位下土佐守に叙任せられ五年侍從に任せらる容堂天資明才英邁にして書を読み時務に通し識見卓絶當代の諸侯に冠たり藩に居りては吉田元吉、小南五郎等の英材を拔擢し諸政を委ね治績大に擧かる又江戸に在りては松平春嶽、伊達宗城等と交はり當世の務を論し議論一世を壓倒す嘗て藤田東湖を招く東湖乃ち容衆者人君之徳也の語を進む容堂深く感し是より容堂の號あり嘉永六年米艦渡來の後鎖港攘夷の論盛に起り世論漸く囂々たり容堂夙に皇室の式微を慨し竊に興復の志あり屢々幕府に建議して其の意に忤ふ安政六年遂に井伊大老の爲め塾居を命せられ封を豊範に譲り自ら鮫洲に閑居し門を閉ち世に謝し自ら武陵罪人と稱し詩酒微逐以て悶を遣り日を銷す已にして時勢益々切逼し幕府亦人材を懷ふ切ならず文久三年遂に容堂を召し再び國事に參與せしめ優遇を極む已にして京師に參朝し薩長土三藩の主に信頼在せらるの 優詔を拜し容堂感激身を

以て國家に盡さんことを誓ふ是より三藩の名俄然海内に震ふ元治元年從四位下に叙せられ左近衛少將に任せらる此の時土佐に歸る慶應年間幕府長州を征討して功を奏せず其の餘弊を承け大勢日に困迫し殆んど瓦解に瀕せんとす時に將軍徳川慶喜二條城に在り容堂其の重臣後藤象次郎、福岡孝悌等を遣はし大政奉還を勸奨せしむ慶喜之を納れ遂に將軍職を辞して大權再び朝廷に復す時運の然らしむ所と雖容堂幹旋の功亦與りて力ありと云ふ維新の後議定官に任せられ遂に從二位中納言に進む戊辰の役重臣板垣退助朝命を奉ト東北に轉戦し殊功あり明治二年鳳輦に先ちて東京に入り議院を創め學校を建つる事を總裁す明年事己に緒に就く轉じて學事を管す後幾はくもなく疾を以て官を辞し麝香間に直して今上陛下の諮詢に備はる次て正二位に叙せられ祿五千石を賜はる是より復時事を論せず詩歌を賦し風月を賞し或は漢唐の古器を弄し風流自ら娛み朝廷屢々召せとも起らず明治五年六月二十一日薨す年四十六詔して從一位を贈らる

吉田元吉 東洋と號す其の先は長曾我部氏に事ふ元吉人と爲り英毅にして自ら信するこ

と厚く機を知り變に應ずるの才あり史學に淹通し能く文を屬す曾て上國に遊んで齋藤有終、菊池士因、藤田斌郷等と交る初め船奉行と爲り郡奉行に轉し復船奉行と爲り後大目付に進み嘉永六年仕置役と爲り江戸に赴く翌年故ありて職祿を褫ひ歸國を命せらる安政五年赦を得次て復仕置役と爲り祿を加へらる初め藩祖士族の職階を立つるや簡にして叙あり君臣の際以て親密なり後世に至り職階繁にして猥雜上下隔絶す藩主山内豊信之を裁正して古に復し且先世の遺緒を恢弘し學校を廣め教育を隆にせんと欲して未だ令を發するに及ばずして老を元吉再び用ひらるゝに及びて建議して職階を定めて五等と爲し費舍を城の西北に創置し鑄造物塲を城西石立村に設け砲銃を製造し其の他諸般の新政を布き大に舊典を變す是に於て庸俗の輩舊慣に狃るゝ者之を怪みて謗議熾に起れり元吉又佐幕の説を執りて動かさし爲勤王諸士の爲激烈なる反抗を招けり文久二年四月八日藩主近臣及諸有司を城中に召して讀史の會を開く元吉亦之に與かる會罷みて深更城を下り帶屋街に至る人有り暗中より撃て之を斃す時に年四十七其の經綸や後日一藩の開明に資する

所多しと爲す著はす所海兩政典十八卷あり

小南五郎 天保七年扈從と爲り藩主に侍す爾來重職に登用せられ安政四年藩主容堂に従ひ江戸に上る五郎夙に國歩の艱難を憂ひ出で、四方有爲の志士に交り天下の動靜を察し以て藩主に具狀す初め容堂の公武の間に幹旋するや五郎私に之を贊襄す又命を帯びて藩政を釐革す容堂其の勞を賞し尽忠報國の四大字を染め陣羽織に併せ賜ふ容堂の幽閉せるや五郎亦職を免れ幡多に配せらる文久元年赦さる參政吉田元吉の横死するや五郎平井善之亟と共に大目付に擧用せられ党獄の議を決す次で藩主豊範に従ひて上京し他藩應接の事に當り又三條實美の顧問に侍す三條實美、姊小路公知の勅を奉し東下するや五郎藩主を輔け勅使守衛と爲り執掌最も勉む藩主勅使を護して京に歸へるや五郎は江戸に留りて容堂に侍し廣く勤王の志士と交渉す時に佐幕黨復本藩に再燃し五郎等爲に退けらる三年を經又擧用せられて大目付兼軍備役となる明治元年伏見の變あるや軍監と爲り高松藩追討の藩兵を監す城主歸順す五郎上京して奏聞す時に藩兵の擧に於て佛人銃殺の變あり五

郎大阪に下り之を處理して歸京す次で國事掛兼刑法判事に任せられたるも辭して就かす爾後藩の參政其の他の重職を經家老職加役と爲る屢々賞賜せらる全年宮内省御用掛と爲り翌年骸骨を乞ひ明治十五年病て死す年七十一

武市半平太 諱は小楯、瑞山、吹山、茗礪等の號あり其の先は武知磨に出つ祖某山内氏に仕へ子孫世々職を襲ふ半平太人と爲り顔色蒼白狀貌雄偉性嚴毅言笑少く喜怒色に露れす頗る擊劍に長し傍ら書史に涉り又書を善くす文久元年半平太江戸に在り此時に方りて幕府政を失し外患内憂並ひ至る半平太慷慨激昂大に尊攘の義を唱へ水戸薩摩長門の志士と相往來す時に和宮降嫁の事あり有志の輩或は之を路に奪はんことを謀る半平太襟を正ふして曰く今日吾儕決して匹夫の勇を逞ふするの時に非ざるなり如かず速に各々其藩に歸り直論以て藩主在勤の大義を天下に唱へんには是に於て諸藩有志の士と相期し國に歸り屢々建議して義を天下に唱へんことを藩廳に勸む言未だ行われず而して薩長は已に日を刻して將に京都に入らんとす半平太乃ち先づ同志吉村重郷、宮地正寛を京攝の間よ遣

薩長有志の士と俱に周旋せしむ次て藩廳の議も亦稍動き半平太の言を探る所あり藩主  
山内豊範の勅命を奉し入京するや半平太隨從す蓋し山内氏入京の事あるは實に半平太等  
與りて力ありしなり全年勅使三條姉小路兩卿の東下するや半平太姉小路卿の諸太夫と爲  
て東下し常に左右に侍し頗る翼賛する所あり次て勅使に従ひ京師に歸り藩邸の留守居役  
と爲る此の時に方り薩長隙あり而して藩廳亦半平太等を忌む故を以て亦長と和せず是よ  
り先平井收二郎、間崎則弘、弘瀬年定等既に譴責を被り罪將さに半平太に及はんとす是  
に於て同志の士在京の者凡そ二百人半平太を擁戴し率て以て長州に投せんことを勸む長  
人久坂通武等も亦側より之を諷す半平太慨然として曰く諸君等善く自ら所する處あれ我  
は寧ろ藩主を直諫し以て死を賜ふに至るも何の顔あつて他國の食客と爲らんやと意色甚  
た決せり聞く者皆感動す同三月藩廳の命により國に還る而して益々力を竭して閩藩の士  
氣を鼓舞す爲に興起する者極めて多し同六月平井間崎弘瀬等遂に死を賜ふ盜あり姉小路  
卿を京師に殺し且薩に櫻州の事あり長に馬關の擧あるに會ふ是に於て物情紛々或は異議

を發して退かんとする者あり或は激して國を脱する者あり半平太焦心苦慮大義のある所  
を陳列し以て衆心を集収し又屢々言を藩廳に陳列し以て時弊を矯正せんと欲す言一も納  
れられず却て嫌疑を蒙むること益々甚しと雖半平太勉力愈懈らす所謂臣子一日存すれば  
一日の分を竭さんとす同八月京都の變あり藩廳半平太を捕へ獄に下し慶應元年遂に死を  
賜ふ時に年三十七

坂本龍馬 名は直柔後ち姓名を變して才谷梅太郎と稱す世々藩士たり少ふして卓犖英奇  
小節に拘はらす長するに及て武技を善くす嘗て千葉氏の門に入り擊劍を學ひ傍ら史書を  
讀む又勝安房の門に遊ふ嘉永癸丑外國要盟の事起てより幕政の萎靡振はざるを慨歎し勤  
王の大志を發し竟に國を脱して四方に周遊し嶮を蹈み危を冒し崎嶇間關志氣益々堅く日  
夜大權の朝廷に歸し國基の確立せんことを熱望し進ては屢々闕下に建言し退ては關西の  
諸藩に歴説す其の言極めて剴切一時有志の士等風を望て起つ者無慮數百人慶應元年長藩  
の士高杉晋作兵を其の藩に擧ぐ是より先甲子京師の亂薩藩力めて長兵を撃つ遂に隙あり

西郷隆盛使を遣はして和を講す衆之を拒て容れざらんと欲す時に龍馬長州に在り其の利害得失を辨明し以て大に其の不可を言ふ衆乃ち心服し隆盛の言を容れ厚く禮して使者を還す龍馬隆盛と相知る隆盛常に人に語て曰く龍馬は真に天下の英傑なりと當時有志の士に推重せらるゝこと此の如し薩長の連衡は實に龍馬の居中周旋に基けり全三年十一月夜賊あり龍馬及中岡道正を京師河原街の逆旅に斬る龍馬重傷を負ひ其の治す可からざるを知り知人に後事を遺託し夜終に逝く時に年三十三其の未だ死せざるや傍人に語て曰く賊我が斃るゝを見以て死すると爲し臂肉を一撃して去る其の戸を出るや大聲放歌意氣揚々樓下を過く我之を聞き其の愉快の情味を想像し來て暫く身の痛苦に在るを忘る蓋剛膽無雙大事を謀る者宜く斯の如くなるへしと明治四年八月廿日朝廷龍馬の死を憫み藩士小野淳輔をして其の後を襲かしめ永世祿若子を賜ひ以て永く祀を絶さらしむ龍馬其の未だ弱冠ならざるや泗水を某に學ふ未だ曾て一日も怠らす偶ま大雨滂沱龍馬蓑笠を着して出つ途に某に遇ふ某曰く何くに之く曰く業を試んとするなり某曰く大此の如し子之を措け

龍馬笑て曰く水に入れば必ず濕ふ何ぞ降雨を恐れんやと其の志常に斯の如きものありと云ふ

中岡慎太郎 名は道正初め光次郎と稱し後慎太郎と改む長するに及んで間崎則弘に従て經史を讀み頗る大義に通し兼て擊劍の術を某氏に學ふ嘗て遊學して江戸に在り藩主之に北地の探偵を命す即ち結束途に上り數月に涉て復命す文久元年京師に在り山内豊信に従て國に歸る未だ幾はくならず國を去て京攝の間に往來し姓名を變して石川清之助と稱す四方有志の士と相結ひ首として尊攘の義を唱へ屢々西國の諸藩に歴説す當時名を坂本龍馬と齊ふ是に於て有志の士等推して慎太郎を陸援隊長龍馬を海援隊長と爲す慶應三年慎太郎京都に在り十一月十五日夜龍馬を旅寓に訪ひ其の樓上に在りて對談刻を移す時人あり三輩十津川の士某々と稱し僕丁を喚ひ刺を通し其の樓に上るや直に尾して樓に上り大喝一聲僕丁を斫り進て慎太郎に臨む慎太郎短刀を揮て之を拒けとも得ず其の頭を傷けられ斃れなから賊の足を撃つ中らす又其背を斬らる賊以て死すと爲し曰く可なりと相

率て去る龍馬も亦斫らる慎太郎遂に瘞へす一日を経て絶す時に年三十其の痛苦の間談笑  
自若平日に異ならずと云ふ明治四年朝廷藩士中岡照行をして其の後を繼かしめ祿を賜ひ  
祀を絶さらしむ慎太郎詩文及ひ和歌を善くす其の死するや三條實美和歌を贈て之を悼む  
吉村寅太郎 名は重郷寅太郎と稱す高岡郡橋原村里正太平の長子なり年甫めて十二父に  
代て里正となる頗る治績あり文久二年幕府政を失し尊攘の議競ひ起る寅太郎慷慨激昂竟  
に家を脱して京師に行き筑前の人平野次郎等と共に尊攘の説を唱へ大に四方の士を鼓舞  
す従て起つ者無慮數百人會々島津久光京師に入らんと欲し途播州を過ぐ寅太郎等之を姫  
路に擁し書を捧けて曰く近時幕府跋扈朝廷を蔑如し縦に外國と條約を結ぶ大逆亡道臣等  
先つ精神諸公の幽閉を解き大阪彦根二條の諸城に據り四方に號令し風釐を函嶺に奉し以  
て幕府の罪を問ひ而して後速に外夷を討攘せんと欲す然るに臣等素より烏合の衆以て衆  
士を制御する能はず冀くは公の令を聽かんと久光心窃に憂ふ懇諭之を伏見驛に留め自ら  
京師に入り寅太郎等の書を上る朝廷殊に久光をして鎮撫せしむ全四月遂に伏見驛の事起

る寅太郎奮闘利あらず縛に就く乃ち土佐に檻致せられ獄に下る未だ幾はくならず朝廷内  
旨を藩に下し以て其の罪を免す寅太郎感奮勤王の志益々厚し是に於て又京師に入り汎く  
全志の士と結ぶ此の時に方りて朝議既に攘夷に決す詔あり車駕大和に幸し畝傍陵に謁し  
而して蹕を春日山に駐め以て戰策を議せんとす寅太郎等踊躍先つ大和に入り以て車駕を  
迎んとし全三年藤本津之助、安積五郎、松本謙三郎等と共に中山忠光を奉して窃に京師を  
發し即日大阪に至り其の朋儕して和泉に赴く舟中髪を斷て衆と誓ひ直に進て河内に入り  
狭山の寺院に據る其の衆凡そ一千人號して天忠組と云ふ寅太郎行て城主北條相摸守を説  
き糧仗を出さしむ五條代官鈴木源内を斫り以て軍神を祭る其の糧仗を貸すを肯せざるの  
故を以て也營を柳井寺に移せ而して在京の全志土方久元島村壽之助等に通し車駕を促す  
俄にして朝議忽ち變し大和の行幸を止む寅太郎等切齒憤懣相謂て曰く事既に茲に至る幕  
府の我を討つや必せり座して敵を待んよりは先んするに如かすと兵五百を分て高取城を  
攻む健闘衆目を驚かす軍敗れ退て天の河の要害に據る重郷我兵の功なくして退くを見慨

然胸を撫て曰く咄無腸男子何をか爲ん我死せん而已と即ち書を遺し全志十三人を率ひ潜行城に火し以て死を決せんと欲し乾草を脊にし火を袖にし返り進む時既に夜途に敵の哨兵杉野奈良助に逢ふ其の兵凡六十人衆皆死闘き重郷大槍を揮ひ杉野を刺す杉野刺されながら刀を揮ひ寅太郎を撃つ中らす馬より落つ寅太郎胸に跨り首級を収む流丸忽ち其の胸を洞す屈せず首を捉て起ち四方を睥睨すれば戦己に止む因て退て民家に投す九月十三日天の河の塞陥る寅太郎瘡を病て闘ふ能はず北向闕を拜し腹を割て死す時に年二十六平井收二郎 名は義比收二郎と稱し隈山と號す齋藤拙堂の門に遊ふ文久二年父に代て職を襲ふ此の歳山内豊信の京師に行くに隨ふ小南五郎小原與一郎五十嵐文吉丁野左右助武市半平太谷守部等と共に擢てられて他藩應接役と爲る收二郎夙に勤王の志あり中山忠光と相謀り薩長と事を共にせんとす後薩藩に投し奔走甚た力む又屢々姉小路公知に謁し説くに廟議の速に確定せんことを以てす朝廷感狀を賜ひ其の勤王の篤志を賞す村田次郎三郎桂小五郎村山齊助藤井良節等と連署し時事三ヶ條を上表す英佛の軍艦攝海に入るの説あり

るや收二郎成兵を山崎に置くの議を上る藩士北添信磨楠目民五郎を山崎に遣し成兵屯營の地を檢せしむ詔して滯京の諸藩をして守衛の策を陳せしむ收二郎等海防の策を建議す勅使三條實美姉小路公知の江戸より歸るや收次郎粟田宮に伺候し今日の機會に乗し大に朝廷の名分を正し速に關白の職を解き以て大政官を置かんふとを建白す其の他上る所の議少あからず收二郎又松平容保に説くに攘夷の因循す可からず名分の正さる可からざるを以てす收二郎職を奉してより常に縉紳の間に周旋し一に天下の安危を以て己か任となし日夜尽瘁未だ曾て怠らす初め同藩の士間崎則弘瀨年定藩主豊信に屬して江戸に在り文久二年内命を奉して國に歸る收二郎に京師に逢ふ相俱に謀る所あり此の歳豊信勅を奉して江戸より至る此の時に方りて薩長互に隙を生し薩屢々土に結はんとす收二郎等二藩相協はされは天下の事成す可からざるを察し敢て偏せず至誠其の間に當る薩遂に土を忌む久坂通武市半平太及ひ收二郎等實に之か標的と爲れりと云ふ豊信の京師に入るや朝野望を屬す然るに豊信持重收二郎の舉止反て其の忌む所と爲り竟に縉紳の間に出入を

ることを禁し次て其の職を褫ひ土佐に護送せらる後幾はくもなく死を賜ふ年二十九著す  
所隈山春秋一卷歸南日記一卷あり

清岡道之助 名は成章道之助と稱し旭梅軒と號す姓は菅原氏天保四年安藝郡田野浦に生  
る幼にして文武の業を修め得る所あり嘉永六年外警の事ありてより海内騷然道之助憂國  
の至情止む能はず屢々意見を藩廳に陳す然るに中間擁塞一も用ひられず是に於て遂に同  
志の士二十二人と俱に兵器を携え郡中野根山に屯集し先づ其の會合の事由を藩廳に告げ  
而して同志清岡治之助と連署衆に代り更に書を目附所に捧て時弊を痛論す書目附所に達  
す省せられず道之助等嘯集叛を謀ると爲し吏卒數百を遣て捕縛せしむ道之助等議して曰  
く余輩の茲に集會する所以のものは敢て暴舉を謀るにあらず只其の心を同ふし力を協せ  
建言以て時弊を矯正せんと欲するのみ然るに今や藩廳目するに叛人を以てし吏卒數百を  
して我儕を捕縛せんとす若し曠日彌久其の襲撃に逢はゞ一戦を試みざるを得ず是れ豈我  
儕の本旨ならんや如かす一旦相率て陸路大阪に到り其の銳を避け以て前途の事を謀らん

にはと乃ち携て徐々國境を過ぎ阿州に入る路塞て通せず應接日を移す吏卒等追躡し至る  
遂に通るへからざるを知り同盟二十三人從容縛に就く元治元年甲子九月五日郡中奈半利  
磯に斬せらる道之助刑に臨み朗吟して曰く嗟呼男子甘鼎鏝と言未九畢らす頭己に墜つ田  
野村福田寺境内に合葬す道之助死する年三十二

箕浦猪之吉 名は元章万延元年藩主容堂に品川の藩邸に侍讀す明治元年藩兵の小隊司令  
と爲り泉州堺の藩營に在勤す一日佛人上陸通行す猪之吉目附役と共に之を止む黄昏に至  
り彼等小艇に乘し港内を測量し復上陸暴行するの報あり猪之吉之を聞き直に部下を率て  
至り既に上陸したる二人を捕へ歸りて談判せんとするや一人は間を見逃れて艇に歸り一  
人は藩の旗幟を奪去る猪之吉因て命して砲撃せしむ佛人十七人中事なきを得たる者僅に  
一人是に於て猪之吉等以下十九人妙國寺に於て自刃を命せらる猪之吉從容場に就き刀を  
手にし列座の佛人を睥睨し聲を勵して曰く夷人吾か割腹の状を見よと猪之吉衣を引分け  
刀を臍傍に突立て徐々腹を割て刀を三寶に置く介人頭を撃つ猪之吉曰く靜にせよと介人

驚き見れば其の肩を斬れり一刀更に頭上加ふ猪之吉又曰く未だ死せずと又一刀を加へて始て絶す面猶生けるが如し其の他志士の屠腹皆壯烈佛人遂に見に忍ひす十一人に至りて之を止む

其の他武市坂本等と志を同ふし王室の式微を憂へ慷慨義に伏て立つ者其の數實に百餘多くは流離間關或は從容として鼎鑊の甘さに就き或は命を鋒鏑の下に殞し或は刺客の毒刃に斃る其の志や欽すべく其の跡や悲むへし而かも昭代の澤 聖恩枯骨に及び或は贈位の榮に與り或は官祭の典に列し以て永く其の死後を輝かすも之を省略す

明治四年高知縣を置かれ土佐國一圓を管轄し全九年八月より同十三年に至るの間阿波を併管せり初め林有造本縣に參事たり爾後岩崎長武、渡邊國武、北垣國道、田邊輝實、伊集院兼善、田邊良顯、時任爲基、調所廣丈、丸岡莞爾、石田英吉、末弘直方、谷川尙忠、渡邊融、宗像政、鈴木定直、石原健三等を經現任知事杉山四五郎に及へり

維新宏業の成るや爾來土佐人材彬彬として輩出し或は臺閣に上りて樞機に參畫し或は野

に在り政論を鼓吹して立憲政体の素を成し或は航海業を創始して帝國海運の基礎を造り或は海陸の軍職に當りて赫々の武功を立つる等政治實業軍事其の他諸種の方面に在りて業を遂げ名を成せる者實に少しとせず乃ち其の既に物故せる者には後藤象次郎、河野敏鎌、嶋本仲道、中島信行、佐々木高行、丸岡莞爾、片岡健吉、清岡公張、神山群廉、尾崎忠治、山地元治、武田秀山、別役成義、石田英吉、野村維章、牧野群馬、岩村高俊、岩崎彌太郎、川田小一郎、中江篤介、小野梓、馬場辰猪、植木枝盛、岩崎彌之助、片岡利和、岡崎生三、島村千雄等あり又現存者には板垣退助、田中光顯、土方久元、福岡孝悌、谷干城、南部甕男、細川潤次郎、岡内重俊、村木雅美、阪井重季、内田正敏、小畑美稻、島村速雄、藤本太郎、楠瀬幸彦、岩村通俊、林有造、大石正巳、竹内綱、大江卓、古澤滋、豊川良平、末延道成、千頭清臣、安藤謙介等又博士には土方寧中濱東一郎弘田長仙石貢近重眞澄楠瀬熊治廣井勇等あり

## 第五章 文教の沿革

往時上國の開明は配流せられたる貴族朝官等に因りて土佐に導かれ又佛教の傳播の爲人心の改良を見降て群雄割據の時代土佐一條家起るに及び京都の文物之と共に傳はり其の居所中村は一時文化の中心たりも文學の發達上特に叙すべきものなし長曾我部元親は意を文事にも用ひ戰爭の餘暇臣下を會し讀書連歌蹴鞠等を催せり而して此の頃始めて文學發展の端を開きたるものあり南村梅軒即是なり梅軒は其の貫籍を詳にせず或は曰く周防大内の臣なりと大内は實に當時我國文學の淵藪にして西學の稱あり梅軒天文年中土佐に來り吾川郡弘岡の城主吉良宣經の客となり儒學を講す其の徒に吉良宣義、釋忍性、信西堂、天室あり忍性及信西堂は元親の請に應じ經書を其の城内に講せり忍性及信西堂の死するや儒學殆ど將に絶えんとせしに天室獨り存して儒を吾川郡長濱村雪溪寺に講し其の遺緒を繼けり天室の門谷時中を出す時中性豪邁にして權貴に屈せず初め佛に入り後俗に還り天室に就き程朱の學を修め之を信するものと甚だ堅く從遊する者頗る多し當時之を南學と稱し小倉三省野中兼山山崎闇齋皆其の門より出て識見高邁各一世を風靡し南學大に振ふ時中の子三助一齊と號

す學力父に優れりと云ふ兼山の退隱するや其の學徒或は去り儒學一時中絶せんとせり然るに名儒谷秦山出て更に之を振興せり秦山は闇齋に學て其の統を傳へ神道を以て經とし儒學を以て緯と爲せり谷垣守は秦山の子力學篤行亦其の家名を墜さず八代の藩主山内豊敷に至り初めて藩校を設け教授場と名つけ儒臣を召し經書を此の處に講せしむ垣守に次ぎ谷派の神儒の學を傳へたる者を其の長子谷眞潮とす眞潮儒臣を以て藩政に與り九代の藩主山内豊雍を佐け天明の改革を成せり豊雍亦學を好み藩校を擴張して教授館と改め孔聖の像を掲げ盛に藩士の教育を奨励したり南路志の著者武藤致和出て又國學の大家鹿持雅澄萬葉集古義を著す後天保弘化の間に至り藩主山内豊熙精治を圖り儒を崇ひ更に學校の規模を擴張せんと欲せしも早世にして志を達せず萬延文久の頃藩主豊範父容堂と共に其の志を繼ぎ吉田元吉をして新に致道館(現在の監獄署の位置これなり)を經營せしめ藩士の子弟は皆本館に入じ文武の道を學はしめたり一藩の教育設備是時に至り初めて具備し中央藩校の外安藝香美高岡幡多の四郡には郡奉行所に附屬の學校を設け士族の子弟を教育したり平民の子弟は古

來家塾又は寺子屋に於て修學せしめ藩校に入學するを許さざりしか致道館設置の後は民兵に限り其の入學を許したり家塾寺子屋は國內を通し二百三十餘に上れり

谷時中 名は素有其の先陸奥佐藤氏より出つ中葉の祖修理なる者安藝郡甲浦に住す父は親鸞派の僧たり時中慶長四年甲浦に生れ後吾川郡瀬戸村眞常寺に移る幼にして穎悟神識儻を超ゆ隣邑長濱雪溪寺の僧天室の弟子と爲り剃髮して慈沖と稱す之に從て四書詩易古文唐詩の類を讀む嘗て天室か大學の財を生するに大道有りの章を講するを聞く講畢り天室語て曰く貲財は人を殺すに心無し人々貪奪し自ら敗亡を取る譬へは燈火の蛾を殺さるも蛾自ら燈火を撲つか如し眞に憫む可きのみと天室大に之を奇とす時中性豪邁詭譎する所無し權貴に遇ふと雖長揖するのみ未だ曾て拜せず直に之を名いふ一士人其の不遜を怒り刀を抜き脅して曰賣僧何の徳ありて常に士大夫の上に在りて飽煖を占るを得る若し説無くんば身首今處を異にせんと刀領下に加ふ時中曰我死生を見ること一の如し何を以て懼るゝに足らんや唯汝か欲する所に任すと神色自若たり士人異として害を加へず反て

謝して去る來りて佛を拜せんと請ふ者あれば籠中を指示す之を見れば案上一部の大學あるのみ藩主山内二代忠義長濱に遊ふ毎に眞常寺の境内を通過す蓋官道より捷きか爲なり一日日暮門己に閉つ從臣呼曰疾く門を開けと時中答て曰是れ我が境内なり公等往還の路に非す官道彼れに在り何ぞ從て行かざると遂に開くを肯せず其の豪氣往々此の如し後其の釋に入るの非を悟り蓄髮して鈍齊と稱し程朱の學を以て高知に教授す當時之を南學と稱し從遊甚衆し時に天下大亂の後を享け文運未だ開けず加ふるに地僻在し書を獲ること甚だ難く平安浪華長崎等に求め百方を搜索す家素と富饒田若干を有す嘗て曰富貴志を失ふ田産は以て子孫に貽す所以に非す若かず聖賢の書を讀み道義を講明して後昆に傳へんにはど乃ち瀬戸村に有る所の田三百石を賣り男宣貞に資して學に京都に就かしめ其餘を盡して書籍を購ふ此に至りて藏する所稍多し晩年程朱を尊信すること益々堅く初年の佛老に沈淫し百家に泛濫するに懲り慨然道を求むるに切なり而して其の師弟の間教育頗る嚴なり野中兼山小倉三省山崎闇齋皆時中の門より出て後各々其の見る所を以て一世を振起す特

に闇齋か剛毅威重師道甚嚴なる蓋其の遺風を襲ふなり藩主屢々之を徵す時中使者に謂て曰州内の民祿を公廩に食はざるを以必臣僕に非すと爲すことを得んや國に在るを市井の臣と謂い野に在るを草莽の臣と謂ふ均しく是れ州侯の民なり臣叨に浮名を竊み儒術を以て妄に尊聽を駭かす然とも學未だ精微を極めず躬自ら道義を研究するの暇あらず何そ以て王侯に師範するに足らんやと固辞して就かす藩主益々重んず慶安二年没す年五十二瀬戸山上に葬る里人尊崇して就て祠堂を建て今尙祀を存せり男宣貞小倉氏に従ふて學ひ亦名を爲す

谷秦山 名は重遠秦山は其號なり通稱は丹三郎又櫻井清八と稱す世々長岡郡八幡村に居す其の先大和三輪の谷より出つ故に谷氏を稱すと云ぬ長曾我部氏に仕ふ秦山寛文三年生る生る、時旭光額を照す目重瞳子あり幼にして聰敏強記眼を過て忘れず四歳にして來りて高知に寓す九歳にして句讀を岡安節に受け四書五經の類數月にして業を卒り一字を差へず又僧守信に就き法華經を讀む兩月に滿たすして之を通誦す延寶七年京に上り山崎闇

齋の門に入る闇齋亦其の才を奇とす既にして還る藩吏之を祿せんと欲す辞して就かき天和三年移りて土佐郡秦泉寺村に住す時に國俗學者を疾む太甚しく之を害せんと欲する者あるに至る人以て秦山を戒む秦山平然として曰子過慮すること勿れ天地反覆するの時に非るよりは決して自刃の僕か身に觸ることあるへからすと後又移りて香美郡山田野に居す元祿十五年藩主徵して俸十人口を賜ふ命して復城府に居らしむ同志六七人と迭に主と爲り夜相會して學を講す書籍机案を一箇に藏め當日值主者の家に送る婢僕等之よ字して八箇と曰蓋此の會常に八鼓に及へはなり居ること年餘應接繁忙にして研學を妨ぐるを以て請て山田野は歸る秦山既に學を以て褐を釋くと雖好學の心愈々篤く書を上り游學を請ふ藩主命して之を許す時に闇齋既に歿す乃淺見安正佐藤直方に就て道義を講究し又澁川春海に従ひ神道の深秘を受く本國の式社湮没して社地神名を知らざる者多し秦山百方之を搜索し數年を経て漸く其の端緒を見る因て度會延經と謀り粗其の稿を成す藩主命して之を神祇官卜部兼敬に質す兼敬嘆賞し爲めに之を跋す藩主有司をして秦山と謀り國中二

十一社を修造せしむ未だ果さずして藩主卒し其の事遂に止む幾はくならずして罪を得て家に錮せらる當時其の故を知る者無し秦山宛を蒙りて毫も怨心無く恐懼謹慎只學是れ勤め研究益々精しく考索愈數なり屏居十二年道を樂み以て憂を忘れ享保三年村中に出るを免さる此の年病て歿す年五十六土橋氏を娶り五男一女を生む多く天す長子垣守續く又家聲を墜さす秦山神道を以て體と爲し儒を以て翼と爲す初め神道を奉するや安正直方書を以て之を責む然れとも終に從はず故に門人亦神道を以て主と爲さざる無し詩文古人に依らす一種の風を作す豪邁の論和平の行自ら人を服するに足る者あり是れを以て國人今に至るまで尊て秦山先生と稱し學者を評せれば則首として之を數ふ著せ所保建大記打聞俗說贅辨同續編神代卷墟土傳中臣穰墟土傳土佐國式社考元享釋書抄秦山集等あり

鹿持雅澄 俗稱は藤太古義軒又山齊醜翁等の號あり其の先は飛鳥井雅經に免つ始め幡多郡入野郷鹿持に居り後山内氏に仕へ祿二百石を領す雅澄は其の五世孫なり土佐郡福井に生る幼時性迂にして事に敏ならず父母之を憂ふ十七八歳の頃始めて學に志し藩儒中村隆

藏に就て漢籍を修し宮地莊藏に就て國典和歌を學ぶ學才忽卓然として衆に表はる二十二三歳の頃より最も心を國典に注ぎ我 皇國古代の人情風俗を知らんには古代の詠歌を討究するに若くはなしと爲し是より深く思を萬葉集に潜め古人未發の大著述を爲さんと欲す三十二歳の頃既に萬葉集全部の訓法を正定せり是より一意その解釋に従事し古來難解の所に至りては其の考察に殆ど寢食を忘るゝに至る然るに地僻にして參考書籍なく又家貧にして購求の途なし藩老福岡孝則其の篤學に感し特に其の書庫を開きて閲覽を許し又新に購入して其の研究を助く尋いて國費教授館總裁山内大隅に知られ教授館寫本校正係を命せらる實は秘庫の圖書を閲覽する事を得へき便を與へられしなり是に於て深く其の知遇に感激し奮然として他日の大成を期せり斯くて拮据數十年萬葉集古義古言譯通全人物傳全名所考名所國分全枕詞解全品物解全品物圖繪永言格南京遺響玉蜻考狐廟考日本外史評其の他尙諸種の書を著せり其の勤勉藩主の聽に入り屢々賞賜せらる四十六歳妻を喪ひ是より一身を以て朝夕薪水の勞を親らし老父に事へ三兒を育し具さに辛酸を嘗む然れ

とも此の困厄と戦ひ毫も屈する色なく深更若は味爽睡を節して筆を執れり後正士の格に昇進す安政五年八月歿す年六十八後二十二年其の孫雅古佐々木高行に會し談万葉集古義の事に及ふ高行は雅澄の門人たるを以て痛く其の埋没を憾み宮内大臣土方久元に謀り遂に宮内省御手許金を以て上梓の勅許を得伊野邊嚴水下元敏功之を校正し本編百三十二冊全く功を竣り附録二十冊は雅澄の子校正して之を奉り遂に全部の大卷帙燦として世に現はる亦不朽の盛事と謂ふへし

## 史跡名勝

### 緒言

本縣は史跡の見るべきもの少るからず就中尊貴名流の遺跡を存し其の他豪族割據攻城野戰の跡等歴々として徴すべく史家は古往今來の事蹟を考究するの資料を得文士は錦心繡腸を温めて吟哦彷徨を恣にして武人は劍を扼して南朝の當時を偲び旅客は筇を社頭山門に曳きて旅苦を慰するに足り其の世を益し國を利するの點に於て他郷多く其の儔を見ず況んや本縣の地勢たる北は一帶の山脈を負ひ南は茫茫たる大平洋を擁し蒼海峻嶺相包擁する處形勢雄偉にして豪宕其の間景勝の地甚だ多く且氣候温暖よして四季爽快最も觀光に適せり抑も帝國の位置たる温帯に位し四面環海氣候の調和山水の秀麗萬國に卓越し外人の來遊する者歳一歳に多し而して國中に就て尙其の景勝を選ぶときは先づ南方を主とし東西之に次ぎ北方は其の下位に在るべく南方中更に之を選ぶときは則本縣を推さるべからず是れ大勢よ

り達観して蓋し過らざるを信ず本縣の位置風光此の如くなるに拘らず未だ嘗て世人の喧傳せざる所以のものは蓋し文化開發に遲速あるの致す所にして他日交通機關の全國に具備し往來便否の均衡を得るに至ては世評亦當に大に改まるの時期あるべきを信ず本縣既に此の傳ふべき史跡と得難きの景勝を有す若し夫れ史跡景勝にして靈わらば鐵路交通機關の速成を歓迎するの意蓋し切なるものあるべし茲に縣内史跡と景勝の著名なるものとを叙述し謹て閣下の瀏覽に供す

明治四十三年十一月十三日

高知縣知事 杉山四五郎

## 史跡名勝目次

### 史 跡

土御門上皇御遺跡.....	一頁
尊良親王御遺跡.....	一
高岳親王御遺跡.....	二
安徳天皇御陵墓傳説地.....	二
池田王の御遺跡.....	二
一條家の遺跡.....	三
紀貫之の舊跡.....	三
源希義の墓.....	四
紀夏井の遺跡.....	四

天満宮及菅公侍臣の墓並小筑紫	四
長曾我部元親の遺跡	四
土佐七族の遺跡	五
細川氏の遺跡	五
山内一豊の祠廟	五
野中兼山の墓	五
武市半平太の墓	六
二十三士の墓	六
招魂社	六
<b>名 勝</b>	
高知公園	七
五臺山並竹林寺、吸江寺	七

桂 濱	八
千松公園	八
須 崎	八
横波三里	八
龍の不動	九
入野松原	九
龍 串	九
土佐神社	九
國分寺	九
薬師堂	九
最御崎寺	九
金剛頂寺	一〇

金剛福寺……………一〇

大山岬……………一〇

長谷寺……………一一

# 史跡名勝

## 史跡

### 土御門上皇御遺跡

香美郡岸本町の東端に姫倉月見山あり承久の亂 土御門上皇此の國に御遷幸あらせられし  
 とき此の山に上り月を賞し給ひしといふ山上荆棘雜木相交はる處松樹點在し濤聲の松籟と  
 相和するを聞く又連山嵯峨として東北に亘り香南の村落都邑を圍み夜須村と手結港とは近  
 く其の左方に迫り赤岡岸本の商家は其の右方に接し幾多の細流田畝の間を縫ふ而して西南  
 土佐灣の盡くる所雲煙模糊の間に蹠跼崎を望み一たび登山せば心氣自ら爽然たり宇田の松  
 原は此の附近に在り又安藝郡野根山は數里に亘る深山なるが山上に 上皇阿波に移り給ふ  
 とき御駐輦の跡あり左の歌は 上皇の御製と傳ふ

浮世にはかゝれとてこそ生れけん理り知らぬ我が涙かな

うら／＼と寄る白波に云ひ問はんおきのことみそ聞かまほしけれ

宇田の松原

紀 貫之

見渡せば松のうれ毎に住むたづは千とせとちとぞ思ふべらなる

尊良親王御遺跡

幡多郡白田川村有井川にあり承久の亂 尊良親王の此の國に遷され給ひしとき有井庄司館の傍に一室を構へ置き奉りし遺跡なり有井庄司の塚は今尚存し數十の五輪塔あり此の邊一帶海濱にして老松參差として錯はり四圍幽邃なり初め 親王の遷され給ふや中將爲明之に隨ひ佐々木大夫判官時信等兵を率ゐて護送せり時に御息所は京都に在はせしかば 親王隨身秦武文に衣一領を與へ窮に行きて迎へしめ給ふ武文御息所を具して歸るとき攝津の尼ヶ崎に来る筑紫の海賊松浦五郎なる者謀つて御息所を奪ひしかば武文大に驚き之を追ひしも及ばず因て天を睨んで自殺せり松浦の船阿波の鳴門を過ぐるるとき暴風起りて殆ど覆らんとせ松浦恐れて海神の崇りとて（しるふ）海中に投ず風雨益々荒れ遂に御息所を淡路よ置き

去れり偶々 親王警護の兵京都より來る者衣の袖を海上に拾ひて之を 親王よ奉りしかば 親王見て悲しみ給ひ御息所既に逝き給ふと爲さ俗間傳へ云ふ小袖貝の此の邊の海中より産するは如上の因縁に由ると左は 親王の御製ありと傳ふ

有井川村

鳴けば聞くきけば都の戀しさに此の里過ぎよ山ほととぎす

鳥の音の驚かさまば夜と共に思ひ覺めざる夢も見てまし

我が庵は土佐の山風さゆる夜に軒漏る月の影凍るなり

高岳親王御遺跡

高岡郡高岡町清瀧寺は僧空海の開基にして寺内 高岳親王の塔あり境内古木鬱蒼晝尚暗き處數十の五輪塔樵徑を挟んで相並び前方其の最も大なるものに向て立つ大あるものは高さ約六尺雨蝕風餐古色蒼然たり 親王弘仁の亂皇太子を廢せられ給ひ唐よ入るとき漂泊して高岡郡大内村に假居し給ひしとの口碑あり此の塔は當時士民又は遺臣の建つる所と云ひ傳

ふ蓋し國中第一の古塔なるべし

清流寺有眞如親王逆修浮圖王求法趣印度羅越國遷化云 僧 月 曉

四州八十八名寢祖躅如茲知幾山傳法燈紅千載耀打包人踏九天攀雲開滄海東擔角帆掛斜陽  
走樹間何者呼醒浮世夢 磬聲長與水聲聞

安徳天皇の御陵墓傳説地

高岡郡越知町の西北に高山あり横倉山と云ふ深林蒼鬱夏時尚寒冷の氣人を襲ふ山麓より約二里にして頂上に達す中腹に杉原神社頂上に御嶽神社あり社の下に岩窟あり之を距る五六町 安徳天皇御陵墓傳説地あり山頂に上り岩角に踞して下瞰すれば群峯足下に走り四望廣濶天涯渺茫人をして羽化登仙の感あらしむ此の他安藝郡香美郡吾川郡等の山間に平氏潛匿の遺民と稱する者往々是あり

池田王の御遺跡

淳仁天皇の御子池田王の御遺跡は香美郡徳王子村に在りと傳ふ當時御居邸の礎石なりしも

の猶存すと云ふ

### 一條家の遺跡

一條家の遺跡は幡多郡中村に在り一條氏の莊園元幡多郡に在りしに戰國の世武人之を横領せり攝政關白兼良之を慨き興復の志ありしが文明十年其の子關白教房土佐の豪族長曾我部等に迎へられて此の國に來り幡多郡中村に居れり後數代の間中村は實に土佐政治文物の中心たりしなり今同地に一條神社あり一條家累代の靈を祭れり房家房冬房基三卿の墳墓は中村の西南約三里平田村舊藤林寺に在り

紀貫之の舊跡

紀貫之の舊跡は長岡郡國府村比江に在り 醍醐天皇の延長八年紀貫之國守と爲り來任せしとき國府の在りし舊趾あり後は比江山を負ひ前は遠く開け西國分寺を隔てて岡豊山を望み東南は青田遙に連る所國分河帶の如く環流して自ら區劃を爲す里俗内裏の田と稱ふ蓋古昔壯麗なる殿舎廻廊相並びて建ちしならんも今は只一礎石の残れるあるのみ天明の頃土佐の

歌人尾池春水京の歌人日野大納言資枝卿の依囑により此の遺趾を調べしが斯る名跡の堙滅に歸せむことを惜み寛政元年碑を建てて其の跡を表はす碑高さ四尺五寸幅一尺五寸厚さ一尺二寸跌石二重碑面には藩主山内豊雅の「紀子舊跡碑」といへる篆額と其の下に日野大納言資枝の「あふく世にやせりしところすへ遠く傳へむたのこのこす石ふみ」との一首を刻し裏面には左の正二位清原宣條の撰文を刻せり

世皆稱紀子者和歌之仙也事於延喜聖朝爲御書所預名貫之夫上世有柿本大夫者和歌之聖也斯道于時大振後之業之者綿々不絶及彼聖代其風繼興令紀子撰古今和歌集序亦成矣其說固和歌之教戒也繼有詔更撰新撰和歌集傳曰延長八年出爲土州刺史時幸無爲治事餘暇漸以撰定之承平五年秩滿歸于京師民皆戀其德迄今不稱他爲其刺史者言必稱紀子宣哉有彼序說教誠傳于無窮府跡今猶存焉其北則比江山東數百步而有老松相傳紀子之遺愛也南有公禱之古場也相去纔數十丈嗚呼彼址之微若存若亡頃有尾池春水者與高村自安司民朝海併力欲刻石記請和歌於日野亞相資枝卿

又懇一語於余聊書其所聞以與之云爾

天明五年歲次乙巳夏五月

正二位 清原宣條撰

右權少將 源 家具書

是より東二丁一大礎石あり是れ古國府東門の礎石なりと云ふ

源希義の墓

長岡郡介良村介良山の西麓元西養寺内に在り希義平治の亂流されて介良に居りしが兄頼朝軍を起すに及び此の國平氏の徒急に之を攻む希義走りて夜須に赴く途にして敵の爲に殺さる當時西養寺の僧琳猷其の遺骨を乞ふて之を寺内に葬りしと云ふ

紀夏井の遺跡

紀夏井 清和天皇貞觀年中應天門の變弟の罪に坐し當國に流され香美郡佐古村に居る父養寺母代寺は當時夏井の父母菩提の爲寺を建てし跡と言ひ傳ふ其の地物都川の東方丘陵錯綜

せる高地にあり

### 天満宮及菅公侍臣の墓並小筑紫

天満宮は高知市に隣接せる潮江村に在り境内梅樹に富み花時の觀頗る佳なり延喜元年右大臣菅原道真大宰權帥に遷さるゝや其の子右少辨高視亦坐して土佐權守と爲り潮江村高見山に居る道眞の墓するや松本春彦其の遺物を携へ當國に來り高視之を祀りしに始まる其の樓門は嘉永年間藩主の建築せしものにして欄間楣門の彫刻は國中名工の手に成り見るに足るものあり又松本春彦（白太夫と云ふ）の墓は長岡郡大津村に在り縣道の傍小丘あり上ること數十間にして達す

小筑紫は幡多郡小筑紫村に在り海水深く灣入し同郡西方の一良港たり菅公左遷の途次こゝに船を止むること七日なりしと傳ふ灣の北岸に接し一島あり樹木鬱蒼眺望絶佳なり七日島と稱す又丞相確筆の海等と名づくる遺跡あり

### 長曾我部元親の遺跡

長岡郡岡豊は長曾我部氏累代の居城地にして郡の中部に在り南方遠く平野を望む其の城趾は岡豊山にして丘陵を爲せり今は村民行樂の地と爲れり吾川郡長濱村の雪溪寺には元親の木像あり又同村に其の墳墓あり

### 土佐七族の遺跡

土佐七族とは長曾我部、本山、安藝、山田、吉良、大平、津野の七氏を云ふ足利の中世此の國の守護細川氏の威令漸く行はれさるや國中の豪族各々一城を構へて諸方に割據し互に戦闘を事としたるが此の七氏は當時豪族中最も雄強なりし者なり左に其の遺跡を録す

本山氏の城趾は長岡郡本山に在り本山氏の茂宗に至り勢強大にして土佐吾川の諸城を攻めて之を下し子茂辰に本山を守らしめ自ら朝倉城に居たり元龜二年長曾我部氏に降る

安藝氏の城趾は安藝郡土居に在り同郡矢流山は永祿十二年安藝國虎長曾我部元親と激戦せし所にして淨貞寺は安藝氏の墓所たり

山田氏の城趾は香美郡山田に在り山田氏は天文十二年長曾我部國親の爲滅さる

吉良氏の城趾ハ吾川郡弘岡中の村に在り弘治三年本山の爲滅さる  
大平氏の城趾は高岡郡蓮池にあり大平氏は永祿九年長曾我部氏の爲滅さる  
津野氏の城趾は高岡郡半山に在り同郡戸波村吾桑村一帯は永正十四年津野元實の戸波城を  
攻めて戦死せし所なり元實の勇將中平元忠の墓は今吾桑村に在り

#### 細川氏の遺跡

細川氏の遺跡は香美郡田村に在り細川頼之四國の管領と爲るや其の一族四世相繼で土佐の  
守護と爲り田村に居れり當時の菩提寺今尙同所に在り

#### 山内一豊の祠廟

高知公園の東隣追手筋に在り其の夫人及二代藩主忠義の靈を合せ祀れり境内樹木鬱蒼たり  
夫人若宮氏は賢婦人にして香々邑の貯金を出し夫の乗馬を購ふの資とし其の出身を助けたる  
は人口に膾炙する所なり

#### 野中兼山の墓

土佐郡潮江村に在り梅の辻より西南方を行くおと約十町右折し妙國寺の西方を上る三方丘  
陵を以て圍まれ東南は遙に浦戸港を望む兼山の墓碑は其の父祖の墳墓と相並び又其の傍に  
兼山に殉死せる古楨重固の墓あり

#### 武市半平太の墓

長岡郡三里村吹井に在り稻生街道を南に入ること約七丁民家の隣傍小丘の上に在り半平太  
瑞山と號す土佐勤王家の巨擘にして尊王攘夷の説起るや國を脱して京に入り公卿の間に周  
旋し翼賛する所頗る多し又屢々言を藩廳に陳ずるも用ゐられず遂に獄に投せられ慶應元年  
五月十一日死を賜ふ

#### 偶成

武市端山

花依清香愛、人以仁義榮、幽囚何可恥、只有赤心明、  
燕雀得時檀、蒼鷹向暗眠、如何出獄裏、慷慨只呼天、  
夢覺而賦一律

戎夷歴海事方急、怒馬加鞭馳赴難、巨礮轟々如裂地、鯨濤沸々  
似崩山、因循君子忽飛魄、切迫頑生稍解顔、一臂憤揮夢驚覺、孤  
燈明滅雨潛々

二十三士の墓

安藝郡奈半利川の川口を溯ること數町左折すれば一寺あり田野福田寺是なり境内清寂幾多  
の墳墓此に羅列す幕末尊王攘夷の説湧起するや藩論亦二派に分る當時安藝郡の志士清岡道  
之助同治之助等慷慨悲憤藩論を一定し以て土佐をして討幕の雄藩たらしめんと欲し同志二  
十三人相謀り野根山に屯聚し以て議を藩廳に上るも用ひられず阿波に走る二十三士皆捕へ  
られて奈半利川に斬らる時に元治元年九月五日なり寺内二十三士の墓碑の外其の紀念碑あ  
り

招魂社

長岡郡五臺山吸江大嶋岬の丘上にあり薩長土肥因伯等の諸藩と共に戊辰戦役に戦歿したる

もの百余名を官祭せる所にして後私祭を以て明治二十四年内務省の許可を得嘉永癸丑以來  
國事に殉難せしものを合祀し次て西南戦役、朝鮮京城の變、明治二十七八年戦役、台湾征  
討、明治三十三年北清事件、明治三十七八年戦役等に殉へたる幾多の忠勇義烈の士を合祀  
せり風景絶佳にして山下に海南烈士八十余名の紀念碑あり

名勝

高知公園

高知縣廳の後方に在り舊藩主山内氏の居城地なりしが維新後公園と爲り城樓存し之を威臨  
閣と云ふ登臨すれば山河の縈絡邑里の錯綜滄桑の變歴々指點すべし園内櫻樹多く又梅園あ  
り四時の風景絶佳なり園内に公園記を刻したる碑石あり此の城は元大高坂城と稱し南朝の  
臣前守護代河間光綱大高坂松王丸等茲に據り北朝の諸兵と戦ひし古跡なり延元三年南朝の  
諸親王諸將を率ひ伊勢大港より出船し遠江灘にて難風に逢ひ給ひしとき 後醍醐帝第七皇  
子 花園宮滿良親王此の國に漂着して茲に籠られ給ひしが暦應三年城遂に陥り宮の行き給

ふ所を知らずと云ふ後長曾我部元親の居域たりしも元親暫くにして浦戸に移り山内氏入國するに及び大に之を修築せり

五臺山並竹林寺、吸江寺

五臺山は長岡郡五臺山村に在り山上に竹林寺山下に吸江寺あり昔 聖武帝五臺山（支那第一ノ勝地）の我が國にあることを夢み給ひ僧行基をして廣く之を諸國に索めしめしが行基此の地の風景絶勝支那五臺山に勝るものあるを見勅願により之を開き竹林寺を造營せり現時特別保護建造物となる青柳橋を渡り行くこと數町更に石階を上る約八町にして達す境内高莊にして北方は遠く巍峩たる連山を眺め西南は近く高知市に接して浦戸灣内を下瞰し四時の風景絶佳眞に天下稀有の勝地たり又吸江寺は足利氏の初め僧夢窓の之を開き吸江十境を撰み玄夫嶋、潮音洞、白鷺洲、吞海亭、泊船岸、雨華巖、粹適菴、磨磚堂、獨鈷水、見國嶺と云ふ風光絶佳なり

吸江

夢窓國師

心あらん人に見せはや吸江の向の山の夕べ曙

雲の屋に板の庇を差添へて音し音せぬ村時雨かな

泊船岸

黒岩 慈庵

江中眼境本新鮮、況有奇松怪石連、尤是三時風物好、幾人致此泊遊船

湖江

西行法師

小鯛つるあまのうけ網くりよせて浮きし業するしほさきの浦

桂濱

浦戸港の南岸に在りて龍頭岬は其の東に出て岬上に燈臺あり山上は長曾我部氏の城趾にして松樹鬱茂し海岸は奇岩磊々として起伏す波濤之に激して鞆鞆を散す又東南は直に太平洋に面し遠く香藝の山河を望み西は蹉跎岬雲煙模糊の間に隱見し景勝洵に雄偉なり秋夜の觀月殊に佳なり

千松公園

長岡郡三里村種崎に在りて浦戸港口の左方に當る前は渺茫なる大洋に望み東方は長汀曲浦を隔て、室戸岬雲煙模糊の裡に隠見す而して後方丘陵を負ひ境内數萬坪に亘り老松鬱蒼として白砂に横はり濤聲松籟に和し天涯に遊女の感あり水清くして海水浴に適し夏時の遊客特に多し又種崎には一帶に桃樹を植へ陽春花時の候は爛熳として美觀を極む

須崎

高岡郡の首邑にして國中第一の良港たり港内水深くして大艦巨船を泊すべし港口に中島戸島の二島嶼あり風光頗る佳なり

横波三里

高岡郡宇佐村より浦内村に亘り海水の流れ來れる一帶の小灣にして長さ約三里に及ぶ穩波青黛の間を巡り鳧鷗波に眠り扁舟綸を垂れ風光霽くが如し

龍の不動

高岡郡宇佐村龍岬に在り不動佛を祀れるを以て龍不動と稱す僧空海の開創にして後は山を

負ひ前は宇佐港より東方の海上を望み風景頗る佳なり

入野松原

幡多郡入野村に在り老幹巨樹亭々として長く東西は連り前は渺茫なる大洋を望み白砂青松相映する處濤聲松籟に和し仙境に入るの感あらしむ

龍串

幡多郡三崎村の岬角海中に突出すること長二十町其の西方海濱に一小丘あり前面奇岩怪石磊々として起伏し千態萬狀名狀すべからず真に天下の奇觀たり馬の鞍置石、狝石、秋の月石、根曳竹の石、男體山、女體山、碁盤石、鬼面石、龍門の瀧、座頭晝寢石、五百羅漢石、千疊敷石、面向不背山、夢の浮橋、其の他數十の名稱あり枚舉に堪へず蓋し第三紀層の赤褐色沙岩にして其の質脆弱海水の浸蝕を逢ひ奇形を表はしたるものの如し

土佐神社

土佐郡一宮村に在る國幣中社にして一言主神(味耜高彥根神)を祭れり長曾我部氏の時代兵

燹に罹りしも幸にして本社は其の災に罹らず後元親再興し結構舊に復せり其の神幸の祭式には由緒あり數千の人衆白晝松明を點して送れり本社は足利末世に於ける神社建築の最も優秀なるものとして現時特別保護建造物と爲れり境内は老杉鬱蒼頗る幽雅なり

### 國分寺

長岡郡國府村國分に在り四方平地にして境内古木多く雅趣に富む 聖武帝の御代僧行基に命じ建立せしめ給し古刹なり後屢々祝融の災に罹りしも本堂須彌壇は足利時代の建築にして現時特別保護建造物と爲れり

### 薬師堂

長岡郡西豊永村宇寺内にあり國道を上る數町にして達す僧行基の創立に係る藤原時代の古建築として現今特別保護建造物と爲る

### 最御崎寺

安藝郡津呂村室戸岬上に在り室戸岬は海中に斗出するふと三里西足摺崎と相對して土佐灣

を成す岬角は絶壁削れるが如く矗立し海岸には怪岩磊落として起伏す南は渺茫たる大洋に面し右は甲浦を隔て、阿波の大島を雲煙模糊の間に望み左は行當崎の小岬突出して室戸灣を形つくる怒濤常に岸を噛みて壯觀云ふべからず時に巨鯨の白波を噴きて游泳するを見るべし寺は僧空海の開創にして嵯峨、淳和兩朝の勅願所たり元和中僧最勝中興し藩主山内忠義再建して寺領百二十石を附せり岬上回轉燈臺あり燈火二十裡に達す

### 室戸港

紀貫之

都にて山の端に見し月なれど浪より出で、浪にこそ入れ

### 室戸岬

僧空海

法性の室戸といへど我住めば有爲の浪風立たぬ日ぞなき

### 金剛項寺

安藝郡室戸町行當崎の山上に在り僧空海の開創にして 嵯峨淳和兩朝の勅願所たり岬端に上れば南は大洋を控へ東は室戸岬に對し眺望甚だ佳なり

金剛福寺

幡多郡清松村足摺崎に在り僧空海の開創にして 嵯峨天皇の勅願所たり堂宇稍廢頽せるも 猶舊觀を存せり堂宇は山頂に在りて一たび眼を放てば怒濤渺茫として天に連り風景豪壯を 極む望樓あり近時無線電信を設く古來弘法一夜の作石鳥居、不増不減水、龍馬の芝、午後 の雨、潮満干石、天燈龍燈松、動搖石の七不思議の稱あり又東門の額(補陀洛東門)は嵯峨 天皇の御宸筆なりと云ふ

蹉跎山

よみ人知らず

ふだらくやこゝをみさきの舟の棹とるもすつるも法のさた山

從三位顯卿

今ぞしるしめちがはらにおく露をやがて衣のうらの玉とは  
影たのむ南の空は遠くともはるかにてらせ山のはの月

大山岬

安藝郡伊尾木村に在り海岸に突出し西は遙に足摺崎を望み東は行當崎を眺め縣道岬角を廻り 海岸には巨巖峙ち老松其の間に交り風景甚だ佳あり又夏時海水浴を爲すに適す

長谷寺

香美郡東川村に在り地高く山幽にして登臨すれば土佐南半の山河は近く足下に迫り高知公 園目睫に入る而して大平洋上の風帆浪舶雲煙杳靄の間に出入す眞に絶勝大觀たり

小袖貝のゆかり

時は元弘のそのむかし世はかりこものことくみたれく／＼てかけまくも  
かこきき時のみかと後醍醐天皇には蔭ともたのませ給ふ松の下露に綾  
羅の御袖をぬらし給へる御有様けにかしこしと申上げんもおろかの事  
ともなり

みかとの第一の皇子尊良親王もおなうき世のあらなみはのかれぬさ  
せ給はす土佐の國にうつされさせ給はんとしければ

勢きとむるしからみそなき涙川

いかになかるゝうき身なるらん

と詠せさせ給ひつゝ御心ならまも御身を浮舟にまかせ給ひてつひに幡  
多郡入野郷川口村に着かせ給ひし時蜷川村の領主大平彈正ほのかに承

りいそき濱邊にはせ參して親しく拜謁し奉る宮は  
土佐の海に世をうき草のながれ來て

よるへなき身をあはれとも見よ

との御詠を下し給はりしそかこしともかこしこき彈正は落つるなみた  
を袖につゝみて

雲のうへいかてあふかんおよひなき

とさのいりねの藻かくれにして

と御答申上とりあへすわかやかたに請し奉る

同郷有井川の領主有井三郎左衛門といふものありひとしく御伺にいで  
けるが大平すては御供申上げし由を聞きてせんかたもなきさへを空し  
くもひさかへすそれよりこの濱を無王濱とよひ又戻濱ともよへりとそ

供奉のひとくこれを聞きてさてもたのもしき名よこれそ都にかへら  
らせ給はん吉兆ならんといたくよろこひあへりとそ有井か家族とも小  
坂にまち奉りしゆるこの坂を待王坂といひしを今はなまりて松尾坂と  
よへりかくて宮をは蟻川村なるおく山王野山に御供申しばらくこの所  
をかりの御座所とさため給へりしにより後世王野郷と稱すこの地たる  
や谷深く石舊く老樹かけ暗うしておこつるゝものこては落葉にむせふ  
谷川のなかれのみ九重の宮ふかくかじつかれ給ひし金枝玉葉の御身を  
以てかゝるいふせきふせやに御父帝の御うへさては御ゆく末の事とも  
たほしめされてそさすかにかりねの床の草枕むすひもあへ給はず御物  
思にしつませ給ふをりから時鳥一聲そらにおこつれてすきければ  
なけはさく聞けは都の戀しきに

このさとすきよ山ほこゝさす

と詠し給ひしをり心なき鳥にたに切なる御心やかよひけんそれよりこのあたり時鳥のなくねをたてりとそ

その後有井大平にかたらひて有井川のおく米原に御殿をしつらひ二度こゝに御迎申上ごもに真心を盡して御守護申上奉りぬ有井は特旨を以て二宮の姓をたまはりぬこれより有井庄司二宮三郎左衛門豊高こそ名のりけるかくて庄司のはらひにて都にしのおはしまを御息所をむかへいれさせ給へてわさく御衣したて参らせ隨身秦武文を御迎の使としてひそかに都へのほらせられぬ武文いそき上りつゝ御息所を具し参らせ攝津の國尼ヶ崎まで下りつき船をやとひてのせ参らせこきいてんするをりしもあれ筑紫の海賊松浦五郎御息所を奪ひ奉りおのか船

にこのせまいらせ海原遠くこきいたしぬ武文おごろきかついかり小舟に打のりたいゆけと松浦かふねは順風に矢をいるここくにゆけは武文いかりの髪さかたて、彼方のふねをにらみやりやはかそのまゝにまかせたくへき今にも海龍王に訴へてなんちかふねをくつかへしてんごふなはたにつゝ立あかり腹かき切りて海に投しぬかくて海賊松浦か船は淡路の島をめくり鳴戸の難所すきなんとする頃一天俄にかきくもり油をたゝへしことき青海原さつと吹きすさふ風のおふりに波は奔馬とさかまき立船は木葉のまふかここく今しもくつかへらんとま船人みなちちたそれやんことなき御方をのせ参らせしゆる海神の御崇りにもやあらんかとてまつ御息所の御上衣をぬがせ参らせ海に投しぬかくても波風やむへくもあらねはつひに別の小船にうつし奉る幸に神佛の御加護

やありけん波風をさまりて淡路の武島につき給ひぬさて松浦かふねは  
さかまく波にしつみいりてみな魚腹に葬られしそ心よき  
さて御息所はゆくりなく淡路の島に日をたくり給ひ朝には茫々たる海  
原遠き波路をわけて西南の空にあこられ給ひ夕には海士かやくもしほ  
のけふりに御むねをこかし給ふさやけき月を見そなはしてもくもりか  
ちなる孤島の空あはれ御ゆたけき御面さしもいろあせ給ひよその見る  
めも御いたはしさによくく御仔細のありなんご浦人ともこれかれた  
つね参らまれば世にかしこき尊良親王の御息所とこそしられつれか、  
れは數ならぬ浦の苦屋におひたちしものごても君につくま眞心は一筋  
にかはりなく誠をこめて御舟をしつらひ参らせ御供申してあこかれ給  
ふ土佐の國へといてたせ給ふ

米原にまします宮には特に御迎につかはし給ひし武文よりは何の消息  
もなくひそかに御心なやまし給ひけるに一日高濱の二町はかりなる海  
中の礁にうつくしき衣かゝれりさて里人のもて來ぬるを宮にはいとい  
ふかしみ給ひもしやとさきにきたて参らせて武文にもたせつかはされ  
し衣のかたはしごりいてたくらへ御覽せらるゝにまさしく御息所の  
御上衣の片袖にてありければさてこそ妃にははかなくなりにしかけに  
いごほしきことしてけるよ今はかたみのかた袖のうつり香もうらめし  
とくつをれ給ふも御ことわりなりや川風さむく千鳥なき渡る夜半御讀  
經のこる細う御息所又武文かために冥福をいのり給ひけり後の世まで  
もこの里人等はこの磯をきぬかけのいそご名つけ礁をきぬかゝいほと  
こなへてむかしを志のふかたみとはなしぬさてもあやしきはこの頃よ

りくさくさのくしきあやある貝を産せしかは里人これを小袖貝となん  
名つけたる

かくて一日御書見そなはして御餘念もおはしまさぬをりから磯のかた  
にあたりて何とはなく人のさわかしきけはひのちければなに事そこひ  
とをつかはし見しめ給へり御使の者あわたしうはせかへりていとも  
うれしけに御息所の御こしにさふらふと申上聞ゆるに宮は一度しつみ  
しもの、いかて二度かへるものそとてひたすらうへなひ給はさりしに  
はやくも御門ちかう御息所のま、ませ給ひければあなやとのたまはせ  
つ、夢かとはかりおごろき給ひ餘りの御うれしさにこそしは御言葉も  
なく御まゐかひに御なみたをふくませ給ひぬるをまして御息所のいか  
てたへさせ給ふへき宮の御ひさにひれふしてよ、とはかりになきいり

給ふそ御こころわりなりける

かくて一度はむら雲におほはれし月もいつしかはれて御代のひかりて  
りそひ二度花さき鳥うたう春にあひぬるそめてさきやもとり濱の名む  
なしからて月ころ日ころの御望かあひせ給ひ御機嫌ことにするはしく  
御車をともしして都にかへりのほらせ給ひ龍顔うるはしき御父のみか  
ごをおかませまし、しその御時の御心のうちそ申上けんもおろりの  
事ともにてめてたしともめてたき御事になん

小袖貝のゆかりの後に記す

明治四十三年十一月仲旬後藤遞相の君鐵道院總裁の事務をおひ持た  
れて四國地方を巡視し給ひ數日を経てわゑ高知縣に着せられ高知市  
より順次高岡を経て幡多の郡を過ぎまし、時彼の郡より入野の濱な

る名産小袖貝を採りて瀏覽に供せしに遞相いたくこれを珍らしみ給ひておは都にもたらし歸り

恐きあたりに捧けまつらまほしその故よしゝるしたる文添へてよと杉山縣知事の君に誂らへ給ひしに恰も縣知事の君の令妹の刀自この事をつはらに書き記るされたる文のありければ尙これを考訂してよきに整へよと植木事務官よりしてやつかれに言傳へられぬそもくこの貝のゆかりはふるくより我縣に傳ふる所にして中にはいかゝと傾かるゝかどのましらぬよしもあらされは殊によく考査して誤りなきを捧けまつらまほしくて何くれと考へ合せ縣の先哲今村虎成の小袖貝考鹿持雅澄の小袖貝長篇等も據り原文の事實の或はいかゝと思わるゝ所は削しもしまた物足らはぬ心地のせらるゝ所は添へもしてあ

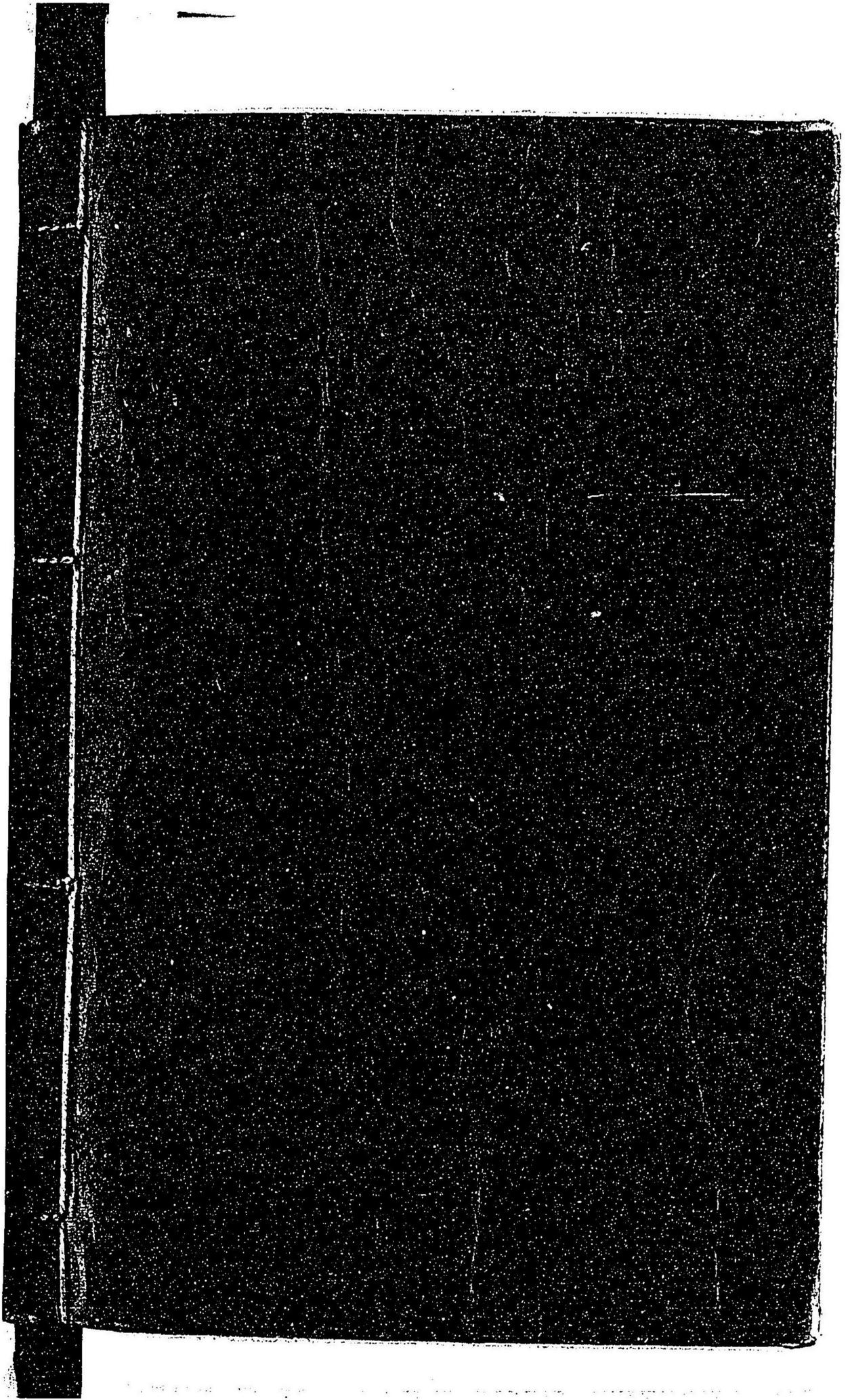
らましにとりしたゝめ尙こたひ淨書の命ぞかゝふれる入交好徳にも言謀りてかくは整へ定めしにそありける今その顛末を文の終に書き添へ置くへしとの命によりその大畧を叙する事かくの如し

明治四十三年十二月

伊 藤 乘 興

67
318

67  
3/5





026115-000-7

67-318

土佐史海

高知県土佐郡役所

M44

ADC-3773

